

株式会社ニッセイ 行動計画

次世代育成対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～令和10年 3月 31日までの 2年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：計画期間内における女性の育児休業取得率を75%以上、
男性の育児休業取得率を30%以上とする。

〈取り組み内容〉

- 2026年 7月～ 法改正を含む、育児にかかわる諸制度に関する情報の発信
- 2026年 10月～ 定期的な育休取得者のインタビュー記事の掲載
- 2027年 3月～ 男女とも、育休の取得状況及び取得期間の分析を毎年実施

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び
休日労働の合計時間を30時間未満とする。

〈取り組み内容〉

- 2026年 4月～ 長時間労働者の状況の把握を毎月実施
- 2026年 4月～ 長時間労働者の情報共有及び報告を毎月実施

株式会社ニッセイ 行動計画

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が活躍し男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日 ~ 令和13年 3月 31日までの 5年間

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1：正社員における女性労働者の割合を15%にする。

〈取り組み内容〉

- 2026年 4月～ 採用ホームページの改修による、入社後の働き方の具体的なイメージの明示
- 2027年 3月～ 各種育児支援制度（育休・子の看護休暇等）の取得状況の確認を毎年実施
- 2028年 4月～ 各種育児支援制度の拡充等、定着・向上の施策検討

目標2：計画期間内の有給休暇取得率を80%以上、
取得日数平均を12日以上にする。

〈取り組み内容〉

- 2026年 10月～ 定期的な取得状況の把握と日数の少ない従業員に対する指導
- 2027年 4月～ キャリア採用入社者に対する年次有給休暇付与ルールの改正検討
- 2028年 4月～ 年次有給休暇付与ルール（付与日数）の改正検討